

国民健康保険が変わります

4月1日から医療制度改革などにより国民健康保険が変わります。

(1) 保険税が2区分から3区分へ

4月1日から後期高齢者医療制度が始まり、原則としてすべての75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移ります。この制度が始まるため、現行の国民健康保険税基礎課税額（医療分）が、基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援分）に分かれます。

現行 ↓ 平成20年4月1日から

① 基礎課税額（医療分）
↓ ①-1 基礎課税額
↓ ①-2 後期高齢者支援金等課税額
② 介護納付金課税額（介護分）
↓ ② 介護納付金課税額（変更なし）

(2) 保険税率の改定

国民健康保険は、加入している被保険者が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、納めていただいた国民健康保険税と国などからの補助金を財源に、医療費などのさまざまな給付を行う相互扶助の制度です。医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、毎年支払額が増加しています。この不足分を一般

会計からの繰入金などにより補ってきましたが、国民健康保険事業会計の財政は年々厳しくなっています。

このような状況から、事業の健全な運営と被保険者の負担の公平を図るため、平成20年度から国民健康保険税率を次のとおり改定します。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度
医療分	所得割税率 5.0%	3.5%
	資産割税率 13.0%	廃 止
	均等割額 23,000 円	18,000 円
	平等割額 1,200 円	廃 止
	賦課限度額 530,000 円	440,000 円
後期高齢者支援分〔新設〕	所得割税率	2.0%
	均等割額	9,100 円
	賦課限度額	120,000 円
介護分	所得割税率 1.0%	1.0%
	均等割額 11,000 円	11,000 円
	賦課限度額 80,000 円	90,000 円

(3) 年金からの特別徴収の開始

これまで国民健康保険税は納付書による納付と口座振替の方法での支払いでしたが、次に該当する年金受給者の方は原則として、平成20年10月からは年金からの天引きとなる「特別徴収」

により納めていただくこととなります。

● 特別徴収の対象となる方 ●

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（社会保険や後期高齢者医療制度に加入している世帯主を除く）で、次の要件すべてを満たす方

- ① 年金額が18万円以上の方
- ② 国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていない方

(4) 普通徴収の納期の変更

国民健康保険税の納期は、介護保険料・後期高齢者医療保険料とともに、6期から8期に変わります。これにより、納期は7月から翌年2月までの毎月末となります。

特定健康診査などを行います

4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき国民健康保険や健康保険などの医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。国民健康保険の保険者である市は、意見公募手続を行い市民の皆さんの意見をお聞きして策定した「羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画」で、

平成24年度までの健診などの事業を進めていきます。

40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者の方に、5月下旬に特定健康診査受診券を送付する予定です。

※計画の内容は、市役所1階保険年金課・市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

高齢受給者証の窓口負担を1割に据え置き

医療制度改革により、70歳から74歳の国民健康保険の加入者は平成20年4月から窓口負担が2割とされていましたが、国の臨時特別措置により平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、窓口負担が1割に据え置かれます。対象の方には、3月下旬に高齢受給者証を郵送で送付しますので、確認してください。

また、1割に据え置かれるのは1年間ですが、高齢受給者証は前年の所得に基づき負担割合を決定するため、毎年8月に一斉更新を行っています。このため、郵送で送付した高齢受給者証の有効期限は、平成20年7月31日(木)です。これ以降の受給者証は、7月中に送付する予定です。

問合せ 保険年金課保険係

税金の納め忘れはありませんか

納税は 明日とは言わず 今日のうち

平成19年度分の税金の納め忘れがある方は、至急納めてください。
5月31日(土)を過ぎると納付書が使えなくなります。注意してください。

■納付書をお持ちの方

次の金融機関で取り扱っています。

- 西多摩農業協同組合本・支店
- みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、中央三井信託銀行、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、東京厚生信用組合、大東京信用組合、中央労働金庫（いずれも本・支店）
- ゆうちょ銀行（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）
- 東京都信用農業協同組合連合会および東京都内の各農業協同組合
- 市役所および市役所各連絡所

■納付書をお持ちでない方

市役所納税課で納めることができます。

※土・日曜日も午前8時30分から午後5時まで受け付けています（正午～午後1時を除く）。

問合せ 納税課納税担当

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険は、介護が必要になったときに、誰もが安心して介護サービスを利用できるように社会全体で支えあう制度です。

介護保険料は、制度を運営していくための大切な財源です。納付しない方がいると制度の運営が困難になります。

介護保険料を滞納している場合は、滞納処分の対象になるほか、介護サービスの利用を次のように制限します。

■1年以上滞納すると…「支払方法の変更」

いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分（保険給付分）を市が払い戻す「償還払い」となります。

■1年6か月以上滞納すると…「保険給付の一時差止」

「償還払い」となった給付費（9割分）の一部または全部を一時差止めします。滞納が続く場合は、差し止めた額から、保険料を差し引く場合があります。

■2年以上滞納すると…「給付額の減額など」

保険料をさかのぼって納めることがなくなる期間が発生し、その期間に応じた一定期間、介護サービスを利用するときの利用者負担が3割となります。

また、高額介護サービス費（負担額が一定額を超えて高額になったときの払い戻し）の支給が受けられません。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

ご利用ください 電子申請サービス

自宅のパソコンから市への申請ができます

問合せ 情報システム課情報化推進係

市では、「住民票の写し交付申請」や「市・都民税納税証明交付申請」など一部の手続きをインターネットから申請できるサービスを行っています。時間を選ばず、24時間いつでも、どこでも申請することができます。
ぜひ、活用してください。
申請できる手続きや、申請方法などは市ホームページをご覧ください。



4月23日(水)から 清流町地区の公共下水道 供用を開始します

清流町地区の公共下水道污水管整備工事が終了し、公共下水道が4月23日(水)から使用できるようになります。

これにより、市の公共下水道が100%完成し、すべての市民の皆さんが公共下水道を利用できるようになりました。



■ 下水道の供用開始区域図の縦覧 ■

関係図書の縦覧を行います。

日 時 4月9日(水)～22日(火) (土・日曜日を除く) 午前8時
30分～午後5時

縦覧場所 下水道課工務管理係窓口

下水道の接続工事は早めに行ってください

汲み取り便所を使用している方は、供用開始後3年以内に水洗のトイレに改造し、公共下水道への切替え工事を行ってください。

浄化槽を使用している方は、供用開始後、速やかに廃止してください。

排水設備工事は羽村市指定下水道工事店で

トイレの改造や浄化槽の廃止などの排水設備工事は、羽村市指定下水道工事店で行ってください。

指定工事店は、下水道課または市ホームページで確認してください。

水洗便所改造資金助成制度、 水洗便所改造資金貸付制度を利用してください

汲み取り便所を水洗のトイレに改造する方に対して、助成制度や貸付制度があります。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課工務管理係

福祉



家族介護者交流会を行います

在宅で高齢の方を介護している方を対象に、毎月交流会を行っています。

介護に関する悩みや疑問、介護サービスの知識などについて気軽に話しましょう。相談員も参加します。

日時 4月23日(水)午後1時30分～3時
会場 福祉センターボランティア活動室

対象 市内在住の高齢の方を介護している家族の方(家族の方は市外在住も可)

参加費 150円(飲み物代)

※初参加の方は事前に連絡してください。
問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

福祉の助成制度を利用してください

いずれの制度も事前の申請が必要です。

タクシー費用助成

または自動車ガソリン費用助成

公共交通機関の利用が困難な方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。

どちらかを選択してください。

対象 身体障害者手帳1・2級をお

持ちの方(下肢・体幹または内部機能障害は3級を含む)、愛の手帳1・2度をお持ちの方、脳性麻痺の方、進行性筋萎縮症の方
※所得制限があります。

理容利用券・美容利用券

指定店で事前に選択した理容または美容のサービスを受けることができます。どちらかを選択してください。

対象 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方、愛の手帳1・2度をお持ちの方

機能回復利用券

指定店でハリ・灸・マッサージを受けることができます。

対象 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方(70歳以上の方は1～6級)

■注意■

○すべての制度が、在宅者のみ対象となります。

○この助成制度をすでに受けている方には、更新手続きの通知を送付しました。確認し更新手続きを行ってください。

○4月10日(木)までに、タクシー費用助成または自動車ガソリン費用助成の助成決定をすでに受けている方は、タクシー費用またはガソリン費用の

領収書と印鑑と手帳を持参して請求してください。

○理容利用券・美容利用券・機能回復利用券の助成決定をすでに受けている方には、新しい利用券を配付します。印鑑と手帳を持参してください。

申請先・問合せ 障害福祉課障害福祉係

トイ・ライブラリーを利用してください

障害のある児童におもちゃを通しての遊びの指導やおもちゃの貸し出しなどを行うトイ・ライブラリーを行っています。ボランティアの皆さんと楽しい時間を過ごしましょう。

日時 毎月第2・4水曜日午後1時～4時30分(予定)

会場 中央児童館

※保護者の同伴が必要です。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

保険・年金



国民年金保険料納付案内書を送付します

4月上旬に、国民年金第1号被保険者の方(すでに口座振替を利用している方を除く)に、平成20年度の国民年

金保険料の納付案内書として次の書類を送付します。

前納納付書、各月納付書がありますので、納付書を確認し、金融機関、コンビニエンスストア、社会保険事務所で納付してください。

送付書類

①納付案内書(1枚)

平成20年度の保険料額と納付期限などを記載

②口座振替納付申請(1枚)

口座振替の申込用紙

③前納納付書(3枚)

平成20年度1年分または半年分(上期・下期)の保険料をまとめて納付できる納付書

④各月納付書(12枚)

平成20年4月から平成21年3月まで1か月分ずつ保険料を納付できる納付書

問合せ 羽村市保険年金課高齢医療・年金係／ねんきんダイヤル ☎057

01051165、青梅社会保険事務所 ☎042813013415